

第4回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 平成31年4月25日

出席者	1. 菊池勇夫 2. 中野誠五 3. 甲斐奉文 4. 中田辰美 5. 森田正春 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 田野敏広 9. 山口時義 10. 藤本政嗣 11. 黒木民徳 12. 藤田博文 13. 菊田正光 14. 竹田親吏
議事録署名人 11番 黒木 民徳 委員 12番 藤田 博文 委員	
開催時間 開会 AM 10:00 ～ 閉会	
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、平成31年第4回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は8番田野敏広委員、9番山口時義委員、10番藤本政嗣委員、14番竹田親吏委員より欠席届が出されております。ただ今の出席委員は10名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 会長、よろしくお願いいたします。
議長	<挨拶> それでは平成31年第4回総会の議事に入りたいと思います。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名。11番黒木民徳委員、12番藤田博文委員を指名いたします。 続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますが異議ありませんか。 <異議なし> それでは日程第3、議案審議に移ります。 議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
局長	2ページをお開きください。議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった

	ので、承認を求める。平成 31 年 4 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 31 番から 41 番までの 11 件となっております。詳細については担当より説明いたします。
事務局員	4 ページをお開きください。受付番号は 31 番になります。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 75 歳の方。譲渡人が、宮崎市の 59 歳の方です。申請地は、西郷田代字払川宮ノ上と小坂ノ元の田 3 筆、1,878 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は梅。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のための 11,974 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
林田委員	6 番、林田です。譲渡人は宮崎市に住んでいる為、管理を地区の組合に任せておりましたが、個人の引受人を探していたところ、町議である譲受人が引き受けるということでこの案件が発生いたしました。何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 31 番について質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 31 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 32 番の説明をお願いします。
事務局員	6 ページをお開きください。受付番号は 32 番になります。申請人の譲受人が、日向市の 67 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 69 歳の方です。申請地は、北郷字納間字米花、田 5 筆、畑 1 筆の計 6 筆、6,300 m²であります。申請理由は、贈与による所有権移転。利用計画は水稲と野菜になります。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m²ですが、今回の申請で下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
菊池委員	1 番、菊池です。譲受人は元役場職員であります。元々は譲受人が贈与されていたものですが、譲渡人である姉が実家に戻るということで 3 年ほど前に姉に贈与され、今回また妹に贈与となりました。贈与ですので問題ないと思われます。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 32 番について質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 32 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 33 番の説明をお願いします。
事務局員	8 ページをお開きください。受付番号は 33 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 33 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 60 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字岩下、田 4 筆、3,413 m ² になります。申請理由は贈与による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m ² ですが、今回の譲受面積が 3 反を越えているため、下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となります。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
菊池委員	1 番、菊池です。譲受人は森林組合の職員であり、譲渡人とは親子になります。親子間の贈与でありますので、何の問題も無いと思われます。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 33 番について質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし>

	無いようですので採決に移ります。受付番号 33 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、受付番号 34 番の説明をお願いします。
事務局員	10 ページをお開きください。受付番号は 34 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 69 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 90 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字奥侶、田 1 筆、2,744 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 23,171 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となります。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
菊池委員	1 番、菊池です。申請地は、前々回の総会で受け人・渡し人同じで賃貸借契約がなされましたが、今回購入することになったそうです。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 34 番について質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 34 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして受付番号 35 番から 39 番ですが、譲受人が同一のため一括して説明願います。
事務局員	12 ページをお開きください。譲受人が同一のため 35 番から 39 番の 5 件まとめて説明いたします。 申請人の譲受人が、美郷町南郷水清谷の 72 歳の方です。 受付番号 35 番。譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 79 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字樋ノ元と小又、田 3 筆、2,487 m²になります。 受付番号 36 番。譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 79 歳の方です。申請地は、南

	郷水清谷字中ノ瀬、田 1 筆、721 m²になります。 受付番号 37 番。譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 60 歳の方です。申請地は南郷水清谷字小又、田 2 筆、1,026 m²になります。 受付番号 38 番。譲渡人が、美郷町南郷水清谷の 57 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字小又、田 2 筆、2,291 m²になります。 受付番号 39 番。譲渡人が、美郷町南郷神門の 69 歳の方です。申請地は、南郷水清谷字小又、田 3 筆、847 m²になります。 申請理由は、賃貸借の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、それぞれ申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地のみの 21,517 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となります。13・14 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
藤田委員	12 番、藤田です。35 番の譲渡人は現在宮崎市内の病院に通院しているため、36 番の譲渡人は高齢で体調を崩しているため耕作できないそうです。37 番の譲渡人は林業大学校の指導員をしており、自身でも 3 反ほどは耕作していますが手が回らないため耕作を依頼するということでもあります。38 番の譲渡人は神門で自動車整備工場をしております。自身でも 1.5 反ほどの耕作はしておりますが、手が回らないため耕作を依頼するそうです。39 番の譲渡人は東郷町の下渡川ダムの管理人をしており、自身でも 3 反ほど耕作していますが、申請地の 3 筆は頼みたいということでもあります。譲受人は 70 歳を超えておりますが、地区の役員行事等も率先して参加している方です。水清谷地区の農業の担い手として大変がんばっているので問題は無いと思われます。よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 35 番から 39 番までの 5 件について質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 35 番から 39 番までの 5 件に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 40 番の説明をお願いします。
事務局員	15 ページをお開きください。受付番号は 40 番になります。申請人の譲受人が、

	美郷町北郷宇納間の農業法人。譲渡人が、日向市塩見の 53 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字細宇納間、田 3 筆、2,061 m²になります。申請理由は、賃貸借の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 12,134 m²。家畜は雉を 1,400 羽飼養しております。従業員総数 1 名労力 1 名となっております。16 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
菊池委員	1 番、菊池です。譲渡人は日向市に住んでいます。親は北郷にいますが高齢のため管理できないし、今まで賃貸借契約を結んでいた方も高齢で管理できなくなったため、今回の申請となりました。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 40 番について質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 40 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 41 番の説明をお願いします。
事務局員	17 ページをお開きください。受付番号は 41 番です。申請人の譲受人が、延岡市の 47 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 82 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字松ヶ原、田 2 筆、4,375 m²になります。申請理由は、賃貸借の設定。利用計画はシキミになります。契約内容は、申請書明細のとおりとなっております。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 3,844 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 3 名となっております。18 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
菊池委員	1 番、菊池です。申請地は他の人に貸していたんですが、その方の奥さんが亡くなって一人では管理できないということで、他に借りる人を探していたところでした。譲受人は現在延岡市に住んでいます、しばらくは北郷に住んでいる両

	親が管理するそうです。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 41 番について質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 41 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第 10 号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
局長	19 ページをお開きください。議案第 10 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求めます。平成 31 年 4 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。20 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 42 番の 1 件のみとなります。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	21 ページをお開きください。受付番号は 42 番になります。受付月日が、平成 31 年 4 月 15 日。申請人が、宮崎市の 59 歳の方です。申請地は、西郷田代字持田田、田 5 筆、現況地目は原野、合計面積 1,036 m²になります。所有者は、申請人と同じであります。調査月日は、平成 31 年 4 月 15 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。申請地は地籍調査が完了していないため、22 ページに旧字図を添付しています。23 ページが現況写真になります。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
林田委員	6 番、林田です。事務局の説明のとおりです。現況写真を見ていただくとわかるように、農地としての再生は難しいと思われます。ご審議の程よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 42 番について質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし>

	無いようですので採決に移ります。受付番号 42 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第 11 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
局長	24 ページをお開きください。議案第 11 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。平成 31 年 4 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。25 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号 43 番と 44 番の 2 件となっております。詳細については担当が説明いたします。
事務局員	26 ページをお開きください。受付番号は 43 番になります。利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷神門の 31 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 77 歳の方です。利用権を設定する土地が、南郷鬼神野字折立、田 2 筆、3,188 m²になります。利用権の種類は賃借権。利用計画は水稻となっております。利用権の設定の伴う事項については、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営ですが、自作地・小作地あわせて 91,807 m²。家族総数 3 名の労力 3 名。利用権設定区分は新規となります。27 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
中田委員	4 番、中田です。先月の総会で、申請地の所有権の移転があり一旦合意解約されました。今回所有者が代わったための再度賃貸借契約となります。何の問題もありません。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 43 番について質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 43 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手>

	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 44 番の説明をお願いします。
事務局員	28 ページをお開きください。受付番号は 44 番になります。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷入下の合同会社。利用権を設定する者が、日向市の 76 歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷入下字柳瀬、田 1 筆、2,620 m²になります。利用権の種類は、賃借権。利用計画は水稻となっております。利用権の設定に伴う事項については、申請書明細のとおりであります。設定を受けるものの経営状況ですが、小作地のみ 30,107 m²。従業員総数 3 名の労力 3 名となっております。29 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
柳田委員	7 番、柳田です。申請地は一昨年前までは本人が耕作していたんですが、昨年末体調を崩し手術したため、農業の就農が困難になりました。今回、利用権の設定を受ける者の合同会社が引き受けて、農地として耕作してくれる事になりました。よろしくお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 44 番について質疑のある方は挙手をお願いします。 ＜なし＞ 無いようですので採決に移ります。受付番号 44 番に賛成の方の挙手を求めます。 ＜全員、挙手＞ ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、報告第 5 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
局長	30 ページをお開きください。報告第 5 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。平成 31 年 4 月 25 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。31 ページから 2 件となっております。詳細については担当がご説明いたします。
事務局員	農地の賃貸借合意解約書が 2 件提出されております。どちらも農地法第 3 条での賃貸借契約となっておりますが、合意解約が成立したことを報告いたします。以上です。

議長

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、平成 31 年第 4 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 黒木 民徳

美郷町農業委員会 委員 藤田 博文

